平成２４年（フ）第１１５８号
京都市上京区今出川通大宮東入元伊佐町278番地
債務者　大原　　勝
1　決定年月日時　平成24年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月11日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第４５７号
兵庫県加古郡稲美町北山1264播磨サナトリウム、住民票上の住所大阪市西成区太子１丁目13番34号ホテルウエスト407号
債務者　木村　勝徳
1　決定年月日時　平成24年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月11日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第９５８号
福岡県宗像市大井台１番24号
債務者　鎌田みどり
1　決定年月日時　平成24年10月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１４７８号
福岡県太宰府市長浦台４丁目６番５号
債務者　清田　悦子
1　決定年月日時　平成24年10月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１５４２号
福岡県春日市大谷１丁目49番地石野コーポ201号
債務者　木庭　順一
1　決定年月日時　平成24年10月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１５７３号
福岡市南区塩原４丁目11番18号
債務者　瀧本　博幸
1　決定年月日時　平成24年10月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１５９１号
福岡県糟屋郡宇美町ゆりが丘５丁目７番11号
債務者　芦川喜美男
1　決定年月日時　平成24年10月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１６５０号
福岡市東区御島崎１丁目40番509号
債務者　高場　義夫
1　決定年月日時　平成24年10月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１６９１号
福岡市城南区茶山６丁目４番６―301号
債務者　松隈　　満
1　決定年月日時　平成24年10月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１７０２号
福岡市早良区荒江２丁目12番21―702号
債務者　境　　幸子
1　決定年月日時　平成24年10月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１７３６号
福岡市南区那の川１丁目３番７号
債務者　齊藤　由紀
1　決定年月日時　平成24年10月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１７９９号
福岡市東区多の津５丁目９番３―203号
債務者　萩尾　晴雄
1　決定年月日時　平成24年10月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１８３７号
福岡市南区屋形原２丁目43番15号
債務者　西頭　研三
1　決定年月日時　平成24年10月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１８６４号
福岡市東区多の津５丁目16番27―312号
債務者　海老塚礼奈
1　決定年月日時　平成24年10月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２３５号
福岡県久留米市中央町24番地20
債務者　遠藤　　仁
1　決定年月日時　平成24年10月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月11日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第２５０号
福岡県久留米市藤山町1763番地11　マロンハウス201号
債務者　石橋　陽子
1　決定年月日時　平成24年10月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月11日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第２５４号
福岡県久留米市梅満町1414番地６
債務者　金森　孝行
1　決定年月日時　平成24年10月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月11日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第７２号
福岡県築上郡築上町大字越路522番地１
債務者　山崎　　勇（旧姓竹本）
1　決定年月日時　平成24年10月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月11日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係